

公益財団法人川村育英会

奨学事業運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人川村育英会（以下「この法人」という。）定款第3条及び第4条の規定に基づき、奨学生の募集選考方法及び支給等に関する事項を定める。

(奨学金の支給対象)

第2条 この法人の奨学金を支給する対象は、次のとおりとする

- (1) 高等専門学校、大学、大学院修士課程に在籍し、学業優秀、品行方正、身体健強でありながら、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者（以下「一般奨学生」という。）
- (2) 大学院博士課程に在籍し、又は博士課程を修了し更なる研鑽を目的に大学研究室に所属し、優れた研究能力を有すると認められる者（以下「研究奨学生」という。）。ただし、博士課程を修了した者については、助手、研究員等名称の如何を問わず大学若しくはその他研究機関等と期間の定めのない雇用契約関係にある者を除くものとする。

(奨学生の募集方法)

第3条 この法人の奨学生は、学校長を経由して募集するものとし、募集先については、社会に貢献する人材を多数輩出し、広く社会一般により高い評価を受けている高等専門学校、大学及び大学院の中から、理事会決議をもって選定する。

(奨学生の選考・決定)

第4条 奨学生および補欠奨学生の選考は定款第34条に基づき奨学生選考委員会が行い、理事会の決議をもって決定する。

但し、奨学金の支給開始前に辞退の申し出があった場合は、補欠奨学生の順位に基づき、奨学生を繰上げるものとする。

2. 奨学生の選考は、以下の基準に則して行うものとする。

- (1) 一般奨学生および補欠奨学生の選考にあたっては、経済的困窮度のほか、学業成績、申請書の記載内容など人的要素を総合的に判断するものとする。
- (2) 研究奨学生の選考にあたっては、研究企画書等の内容により判断するものとする。

第2章 一般奨学生に関する事項

(支給期間及び金額)

第5条 一般奨学生に対する奨学金の支給期間は、正規の最短修業期間とする。

2 奨学金の支給金額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 大学院修士課程在学者 | 月額70,000円 |
| (2) 大学学部在学者 | 月額40,000円 |
| (3) 高等専門学校在学者 | 月額30,000円 |

(奨学生の募集)

第6条 一般奨学生に応募する者は、在学する学校長を経由して、次の各号の掲げる応募書類提出するものとする。

- (1) 奨学生申請書
- (2) 在学学校長若しくは学部長、指導教授、指導教員の推薦書
- (3) 成績証明書
- (4) 履歴書(本人の写真添付)
- (5) 生計を一にする家族の収入状況を証明する書類(所得証明書等)
- (6) 誓約書(本人、連帯保証人と連署)

(支給方法等)

第7条 奨学金は、奨学生本人名義の預貯金口座に振込により支給し、奨学生は、振込口座届出書を所定の期日までに提出するものとする。

- 2 奨学金の支給時期は、原則として、年4回、3ヶ月分をまとめて支給する。
- 3 振込口座を変更する場合は、次回振込予定日の1ヶ月前までに代表理事あてに振込口座変更届出書を提出しなければならない。

(学業成績等の提出義務)

第8条 奨学生は、次に掲げる書類を毎年4月末までに、代表理事あてに提出しなければならない。

- (1) 成績証明書(前年度)
- (2) 在学証明書(当年4月1日以降に発行されたもの)
- 2 奨学生は、奨学金の支給期間が終了する際に、当会所定の「奨学生終了報告書」を代表理事あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学する学校長を経由して、直ちに代表理事あてに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止)

第10条 奨学生が休学又は長期に亘り欠席したときは、奨学金の支給を休止する。

- 2 前項により奨学金の支給を休止された者が、その事由が止んで在学学校長若しくは学部長を経て願い出たときは、奨学金の支給を再開することができる。
ただし、休止されたときから2年間を経過したときはこの限りでない。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合、在学する学校長若しくは学部長の意見を徴して、奨学金の支給を廃止することができる。

- (1) 傷病のため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は性行が不良になったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき

(6) 第8条に定める書類の届出義務を怠り、督促しても応じないとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも在学する学校長を経由して、奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還)

第13条 奨学生が、本規程に定める休止事由または廃止事由に該当しているにも拘らず、この法人への届出を怠り、奨学金を受領したときは、その間に受領した奨学金を、この法人に対して直ちに返還する義務を負う。

第3章 研究奨学生に関する事項

(支給金額)

第14条 研究奨学生に対する奨学金は、1人あたり100万円を上限として、一時金として支給する。

(奨学金の募集)

第15条 研究奨学生を希望者は、在籍又は所属する学校長を経由して、次の各号の掲げる応募書類提出するものとする。

- (1) 研究企画書
- (2) 指導教授又は指導教員の推薦書
- (3) 履歴書(本人の写真添付)
- (4) 誓約書

(支給方法)

第16条 研究奨学金の支給方法は、第7条の規定を準用する。

(奨学金の返還)

第17条 研究奨学生が、この法人からの奨学金を受領後1年以内に、正当な理由なく研究活動を休止したときは、受領した奨学金を、この法人に対して直ちに返還する義務を負う。

第4章 奨学生証授与式等に関する事項

(奨学生証授与式等)

第18条 研究奨学生を含む奨学生は、この法人が実施する奨学生証授与式・奨学生交流会及び奨学生歓送会(以下、これらを総称して「授与式等」という)に出席するものとする。

ただし、学会出席を含む研究活動又は学校行事出席などの事由により、授与式等に出席できない場合は、その旨を代表理事あてに報告するものとする。

- 2 授与式等に出席に要する費用は、この法人が負担するものとし、出席者に往復交通費などの実費相当額を支給する。ただし、役員、評議員を含む学識経験者に支給する費用については、役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程第4条の規定を準用する。

第5章 改正

(改正)

第19条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は、平成25年4月1日から一部改訂する。
- この規程は、平成26年4月1日から一部改訂する。
- この規程は、平成30年4月1日から一部改訂する。
- この規定は、令和3年4月1日から一部改訂する。
- この規定は、令和4年4月1日から一部改訂する。
- この規定は、令和5年4月1日から一部改訂する。
- この規定は、令和7年4月1日から一部改訂する。